

# “農と食” 北の大地から

連載第27回

## 遺伝子組み換え作物で 問われる「農と食」のいま (その3)

### モンサントが北海道を GM大豆の「試験場」に

遺伝子組み換え(GM)作物の栽培規制を明記することになっている、来春に制定予定の「食の安心・安全条例(仮称)」に向けた作業が本格化してきた。意見交換会が開かれ、研究機関などが行なう開放系での栽培試験の実施条件をめぐる検討会も進行中。その一方で、長沼町の大規模農場で過去にGM大豆の商業栽培が行なわれ、来年には再開する計画があることが明るみになった。そんなGM作物をめぐる現在をリポートする。

GM作物の開発・普及を強引なやり方で進め世界各地でトラブルを起こしてきた、アメリカの農業企業・モンサント社の除草剤(商品名ラウンドアップ)耐性大豆を使用する契約を同社の系列店と交わし、収穫した約百四十俵(単年度1俵は60キロ)の大豆を空知管内の民間業者に卸した―旨の内容。つまり、一般道民はもうろん国や道も知らないうちに「道産GM大豆」が商業栽培され、一般の流通ルートに乗って消費されたことになる。これは、なんとも怖い話ではないか。

国が法的にGM食品としての安全性を確認したGM大豆は現時点で五系統ある。モンサントのものは一系統で、一般は場での栽培や食品としての安全

ルポライター  
滝川 康治



# 「食の条例」で栽培規制を明記へ GM大豆の本格生産計画も浮上

試験研究機関などによる栽培試験の実施条件を審議する道の検討会。試験実施には知事の許可が必要とする条件などをめぐり議論が進んでいる(8月17日、かてる27)

性は、法的な裏付けのない「指針」によって九六年に確認済み。法整備がなされたのは三年前なので、九八―九九年といえば、ゆるやかな「指針」の下で安全性の審査が進められる一方、GM食品の表示義務をめぐる議論が盛んに行なわれていた時期である。

いま、日本モンサントのホームページ(www.monsanto.co.jp/)には、茨城県内にある同社の隔離ほ場で実施中の、このGM大豆による「雑草防除効果

と収量、交雑)に関する栽培実験の様子を紹介されている。日本国内でこの種の試験は緒にいた段階のようだが、長沼では六年も前に大規模な商業栽培が行なわれていた。

### 長沼町での商業栽培を 国や道は把握できず…

これは、独占的なGM開発をもくろむアメリカ企業が、北海道の大地をG

### 遺伝子組み換え大豆

アサヒ君 東海林 啓祐

長沼町の農家によるGM大豆の栽培を報じた「毎日新聞」の記事(10月1日付)。地元農協は栽培計画の中止を要請しているが、農場主は応じていない。

来年から

GM大豆の栽培は、国内では、これまで、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各道県で、試験的に実施されている。その中で、最も大規模な栽培が行なわれているのは、北海道である。北海道では、1996年から、モンサント社の遺伝子組み換え大豆の栽培が行なわれてきた。この大豆は、除草剤耐性を持つため、雑草防除に効果的である。また、収量も従来の大豆よりも多いという。しかし、この大豆の安全性については、国内ではまだ十分な検証が行われていない。そのため、国や道は、この大豆の栽培を厳しく規制している。しかし、長沼町では、この大豆の商業栽培が行なわれていたことが明らかになった。これは、国や道の把握ができていないことを示している。

M作物の本格的な栽培試験場にしたことを物語っているのではない。北海道では、今年三月にGM作物の「栽培中止」を求めるガイドラインが策定され、来春に制定予定の「食の条例」でも栽培規制が明文化される(本誌5―6月号参照)。GM技術促進団体のアンケート調査で八割近い人がGM食品を食べることへの不安を「感じる」、

道消費者モニターの調査でも遺伝子組み換えの表示があった場合は六割が「買わない」と回答し、世論の大勢は慎重。反対意見で占める。後述するよう

できなかった」というのでは、なにゆえ条例などの論議をしているのか分からなくなるではないか。

### 「食の条例」で意見交換 賛否双方の応酬場面も

この七月、「食の条例」に向けた道主催の意見交換会が道内七カ所で開催され、GM作物に対する意見が相次いだ。「消費者や生産者の理解が得られなければ、屋外での栽培を行なわせないと基本認識のもとに、栽培の実施条件



意見交換会で「GM作物は消費者の信頼を損ねる」と話す道北の農家(7月13日、上川支庁で)

など必要な事項を規定します」としている。屋外栽培は「行なわせない」が基本だが、「実施条件」によっては認めることがありうる——とする両にらみのスタンスである。

七月十二日の網走会場。「消費者や生産者の理解が得られなければ……」の文言に対して、消費者団体の代表が、「道の基本姿勢が不明確であり、削除してほしい。GM作物の花粉の飛散による生態系への影響や、食品としての安全性に多くの疑問点がある。鹿島港周辺で荷揚げ作業中に風に飛ばされたGM西洋ナタネが生育しているとの報道があったが、不安だ」と注文をつけた。GM作物に批判的な男性は、大量に輸入される大豆や飼料用トウモロコシなどに占めるGM比率が高まっていることにに対し、「すでに入っているものをどう止めるのか。どう国産のもので代用していくかを考えることが重要だ」と指摘した。

二年前、北見市内で「バイオ作物懇話会」の農家会員が少面積でGM大豆の作付け運動を展開した土地柄とあって、推進団体の人たちの姿も目立った。「道として除草剤耐性に続く段階の研究が重要だ」と指摘した。

究を一切放棄するのでは、生産者にとっても大きな損失。GMは新しい科学技術であり、試験研究はしっかりと行なうべきだ」と

という農家の意見を受ける形で、札幌の推進団体の代表者が「ナタネの話は、こぼれたのが問題ではなく、害があるかどうか問題。GM作物は農家を実際に栽培して良いかどうか分かるものだ」と繰り返して発言。会場が騒然となる場面もあったという。

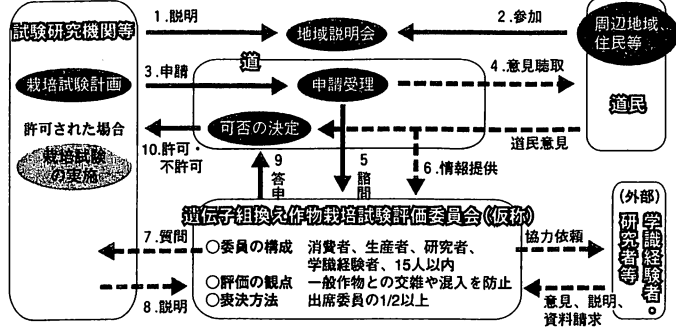
札幌会場でも賛否両論が交わされた。「GM作物の輸送・保管時のトラブルについて規定がない」「罰則規定を設けるなど、確固たる信念を持って条例制定を」と求める反対側に対して、推進側は「消費者が不安に思っていること以外に栽培を規制しなければならぬ根拠を聞きたい」「交雑はGMに限ったことではない」「西洋ナタネが自生することが危険というが、作物が自生できるのは天国で、不安に思うことが不思議」などと反論した。

一部会場を除いてGM作物に対する慎重意見が相次ぎ、長期的なデータが不足していることや情報公開の大切さを指摘する声もあった。数会場を渡り

歩いて推進意見を述べた人もいたが、これはやりすぎというものだろう。

### 研究機関を特別扱いし 「実施条件」の検討進む

道が策定した「ガイドライン」では、①開放系での栽培計画を把握した場



### ■現時点でGM作物の栽培試験が想定される機関

大学	北海道大学、北海道東海大学 酪農学園大学・短期大学
高等専門学校	旭川工業高等専門学校
国の試験研究機関	厚生労働省北海道薬用植物栽培試験場(名寄市)
独立行政法人	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 北海道農業研究センター(札幌市) (独)産業技術総合研究所北海道センター(同)
民間企業	北海三共(北広島市) ㈱北海道グリーンバイオ研究所(長沼町)

合、栽培を中止するよう要請する者に対し、周辺一般作物との交雑防止措置を求めらる。③未把握の栽培が判明した場合も、栽培中止と処分を求める。などを「対応方針」としており、具体的な対応マニュアルもできた。

が、策定に至る過程では、消費者重視の立場をとる農政部に対し、バイオ産業の振興を重視する経済部との間に不協和音があったり、一部の研究者やバイオ・経済団体からの見直し要請を受ける形で、「遺伝子組み換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的な北海道の産業振興に有用」との一文が途中からガイドラインに加えられるなど、不透明な動きがあった。

その結果、「栽培中止」を求めるガイドラインにもかかわらず、試験研究機関が行なう栽培試験は特別扱いにして、「その実施条件を別途検討すること」になってしまった。こうした経過を踏まえて道が設置した実施条件をめぐめる検討会(座長は松井博和北大大学院農学研究科教授・委員11人は、すでに二回開かれている(次回は10月18日に開催予定)。

道がまとめた「実施条件」のアウトラインは別項の図のようになっている。適用される「試験研究機関」は、現時点で大学や独立行政法人など九つ(二覧を参照)を想定しているが、実際に最も多く試験を行なうのはGMイネで論議を呼んだ北農研である。これらの機関などが開放系での栽培試験を行なおうとするときは、あらかじめ知事の許可を得なければならぬ独自のシステムを採用し、地域説明会

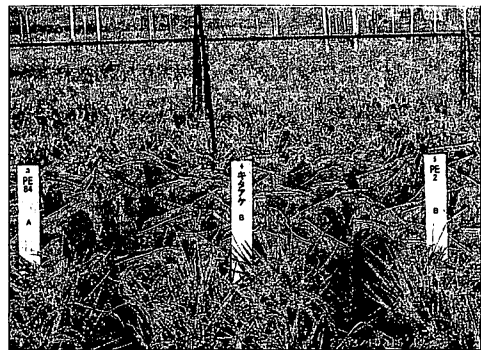
## 帯広建設業協会

会長 萩原 利文  
副会長 宮坂 寿一  
事務局長 三佐川 剛  
帯広市西7条南6丁目 ☎(0155)24-5309

の開催をはじめ、一般の作物との交雑・混入を防止する観点から「遺伝子組み換え作物栽培試験評価委員会(仮称)」に試験の妥当性を諮問する――などを義務づけたことが目をつく。

「許可制」なので、試験を認めるかどうかの決定権は知事にあるが、評価委員の答申は尊重しなければならぬ。が、「十五人以上」とされる委員の構成いかんでは、評価の結果は大きく変わらう。今回の検討会のような試験研究サイドに偏重した人選では、民意が反映できなくなってしまう。誰のための試験研究なのかを見守る委員構成の中身が問われている。

また道の案では、過半数の委員の出席で評価委が成立し、うち半数以上の意思で議事を決めることができる。つまり、十五人のうち五人の賛成で「試験は妥当」とする答申も可能なわけで、検討会の消費者委員からは「三分の二以上の表決にすべきだ」との強い要望が出されている。真つ当な要望である。検討会はいま、「許可制」の扱いが最大の焦点になっている。



昨年の栽培試験では3種類のイネの生育や交雑状況などを調べた(北農研ホームページから)

国の栽培承認基準やGM食品の表示に対する根強い不信感があるなかでは「国の安全性審査をパスしているから大丈夫」と言うだけでは道民の理解は得られない。例外措置として認めてしまった「研究機関などでの栽培試験ではあるが、法律の不備を補う意味からも道条例には知事による「許可」を明記し、道民の信頼に添えていくことが道の責務というものだろう。

検討会では、「より安心感を得ていく意味で、知事の許可は当然必要になる」「石塚修・道有機農研事務局長と道案を支持する生産・消費者委員に対し、

「という考え方は、今回の試験で否定された。今後は、三つそろったときに乾物生産の向上につながるのでは」との仮説を持って研究したい」と真面目な表情で語った。この研究は、ここまでくると七、八年、今後三つの酵素で収量増を確認できたとしても同じくらい年数がかかる、ということも気の長い話である。

農家出身のわたしは、こうした試験研究が生産現場ですぐ役に立つものとは到底思えない。すでに北農研も取り組んでいる環境保全利農業の確立に向

けた試験を急いだり、GM技術を使わない品種改良にいつそう力を注ぐべきではないか――そんな提案をした。北農研が開発し、昨年登録された米の新品種「おぼろづき」のように食味の良い品種もあると聞く。生産者や消費者の多くは、GMイネを急いで開発することと望んでいないのだから、大胆な発想の転換が必要ではないか。

長沼町の西南農場によるGM大豆の栽培計画に対し、麻田信二副知事は「基本的にやめてほしい。経営者の良心に期待する」と述べ、推進側の経済人や研究者も困惑気味と報じられた。十月一日には、地元の人々がぬま農協(内田和幸組合長)と同農場の宮井能雅代表に計画の中止を要請したが、農場主は「安全性の問題はない」と栽培の意思を変えていない。同農協は「時間をかけて説得する」としており、道はガイドラインなどに基づいて中止要請をしていく方針。本格栽培の計画と規制システムづくりがせめぎ合う格好になるなかで、この問題の行方を目を離せない状況になってきた。

「GMイネの研究・栽培の中止を求める署名」を道に提出した市民団体の人たち(2月13日、道庁で)

10月6日現在

これまでGM開発などバイオ産業を推進してきた委員からは、「許可制は理解できない。(知事に対する)届出の形で地元で十分周知を図らせたり、問題があれば(道が)指導するとかのやり方でも十分対応できるのではないか(下館繁良・科学技術総合振興センター常務理事) などの意見が出されており、両者の溝は埋まっていない。今回の議論を注目したいが、両論併記の形で検討会の幕を閉じることになるかもしれない。

### GMイネは「収量減」に他の試験研究を急ごう

GM作物に対する道独自の規制システムを構築するのは大事なことだが、より重要なのは栽培の現場がどうなっているかを踏まえて、一人ひとりが判断することではないだろうか。

八月三十一日、札幌市羊が丘にある北農研のほ場で試験栽培したGMイネについての報告会が開かれた。

昨年栽培されたのは、「光合成を効率よくすることができるとの理由から、トウモロコシの光合成酵素「PEPC」

の遺伝子を使って道内で栽培されたキタアケ(きらら397の祖先種)に組みこんだGMイネ二種類と通常のキタアケの計3種類。茨城県つくば市の(独)農業生物資源研究所が北農研に試験を委託したものだ。キタアケ発祥の地で生育状況を確かめるのが目的だったが、一連の経緯をみると、花粉の飛散による他品種への交雑に対する懸念などを訴える市民団体の中止要請を押し切って田植えを行なうなど、北農研側の稚拙な対応が目立つた。

北農研によると、GMイネの稔実率が低かったために、十アール当たり収量は通常のキタアケが五百十五キロ(8.5俵)に対し、GMイネは四百六十一キロ、四百三十四キロ(7俵台とかなり下回った。また、GMイネの西側二メートルに植えたもち米で最大〇・〇三%の交雑があり、三・二メートル離れたところでも交雑を確認したが、「予想の範囲内の数字」(山口秀和・作物開発部長)という。

「なぜ収量が低かったのか?」 というわたしの質問に、山口部長は、「光合成能力を高める三つの酵素のうち、一つの活性を上げると収量が増える」という理由を述べた。

### 税の豆知識



## 11月1日から17日までを「国を支える税を考える週間」に

国税庁では平成16年度から、これまでの「税を知る週間」を「税を考える週間」に改め、国民の税に対する関心と理解をいっそう深める週間としました。

本年度は「高齢社会を支える税」をテーマに税情報を提供するとともに、「消費税法の改正」「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」「国税タックス」を中心にお知らせしていきます。国を支える税については是非この機会に考えてみましょう。

### わが国経済社会の構造変化

今年6月、政府税制調査会の基礎問題小委員会は「わが国経済社会の構造変化の実像について」という報告書を発表しました。その報告書には「わが国は「人口減少社会」にあり、今世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢化社会」を迎える」との予測が記されています。

### ぜひご利用を!

e-Taxは、自宅やオフィスから国税の電子申告や納税ができるシステムです。ぜひご利用ください。

☆☆☆詳細は、最寄りの税務署か税務相談室へお尋ね下さい☆☆☆  
◆札幌国税局ホームページのアドレス  
http://www.sapporo.nta.go.jp